

○国土交通省告示第九百六十四号

道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第五十一条の十七第三項第七号の規定に基つき、自家用有償旅客運送者が安全な運転のための確認等において用いるアルコール検知器を定める告示を次のように定める。

令和四年九月七日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

告示

自家用有償旅客運送者が安全な運転のための確認等において用いるアルコール検知器を定める道路運送法施行規則第五十一条の十七第三項第七号の告示で定めるアルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器とする。

附 則

この告示は、道路運送法施行規則及び自動車事故報告規則の一部を改正する省令の施行の日から施行する。